

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

明治二十一年十一月廿二日發行 海軍省情報部發行

五錢

內閣情報部編輯



第十七號

國家總動員法案に就いて（企畫院）

建艦通報問題と

帝國海軍軍備

（海軍省海軍軍事普及部）

敵大軍を黃河に壓す

（陸軍省新聞班）

長沙に初撃を加ふ

（海軍省海軍軍事普及部）

朝鮮の國境警備

（朝鮮總督府）

獨逸の國防軍改革とその影響

（外務省情報部）

昭和二十一年十二月三十日

アシア歴史資料館
Asia Historical Document Center

輯編部報情閣內

報 閱

號一十七第

昭和十二年十月
二月二十日發行
第三種郵便物認可
行(毎週)
回水印日發行

五錢

國家總動員法案に就いて (企畫院)

建艦通報問題と
帝國海軍軍備

(海軍省海軍軍事普及部)

敵大軍を黃河に壓す (陸軍省新聞班)

長沙に初撃を加ふ (海軍省海軍軍事普及部)

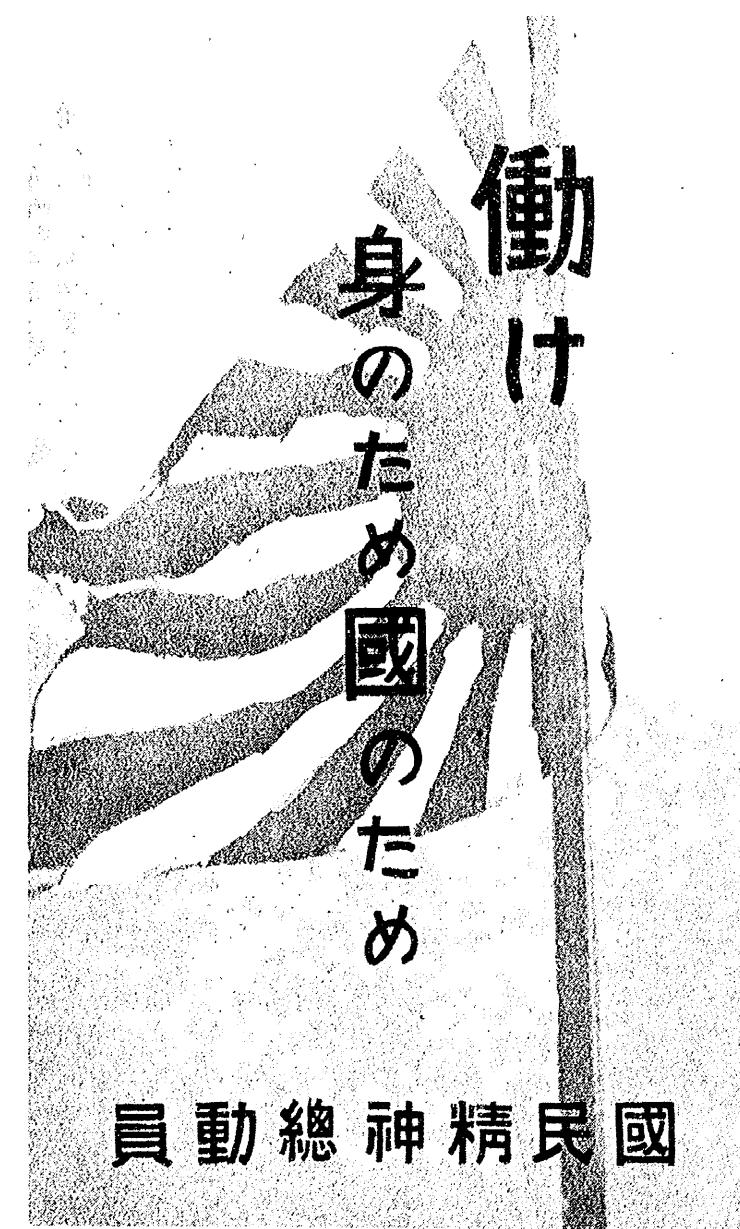
朝鮮の國境警備 (朝鮮總督府)

(外務省情報部)

昭和十二年十月二十日發行

アシシア版日本語翻訳版
Asia Center for Translation and Interpretation

露光量違いにより重複撮影



週報 第七十一號

國家總動員法案に就いて（企画部）

建艦通報問題と帝國海軍軍備（陸軍省海軍軍事普及部）

戰長沙に初撃を加ふ（陸軍省海軍軍事普及部）

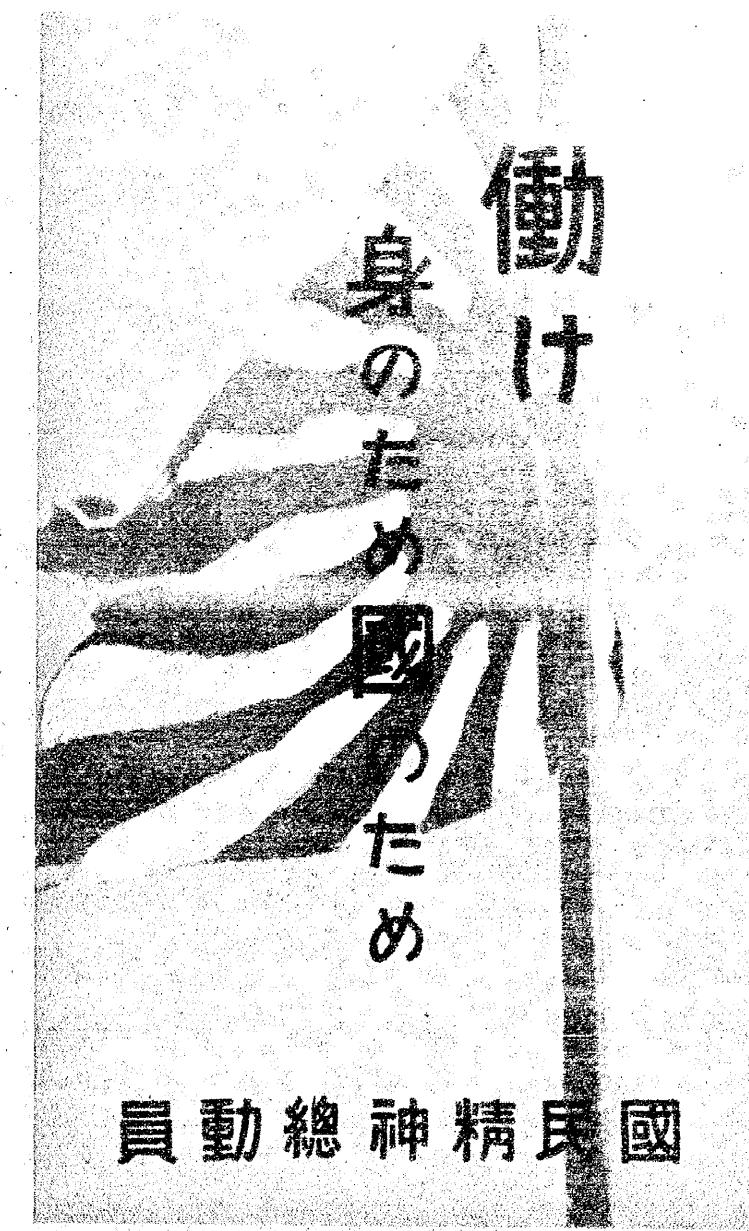
朝鮮の開墾（朝鮮總督府）

國際時事解説

獨逸の國防軍改革とその影響

外務省情報部

露光量違いにより重複撮影



週報 第七十一號

國家總動員法案に就いて 企畫院 (一)

建艦通報問題と帝國海軍軍備 海軍省海軍軍事普及部 (一三)

戰况 敵大軍を黃河に壓す 陸軍省新聞班 (一〇)

長沙に初撃を加ふ 海軍省海軍軍事普及部 (一八)

朝鮮の國境警備 朝鮮總督府 (三〇)

(國際時事解説)

獨逸の國防軍改革とその影響 外務省情報部 (四〇)

最近號主要目次

- 第六十六號
人民戦線運動の本體
大電力放送
皇威山東を掩ふ
軍艦旗青島に翻る
北京新政府の首腦部
全歩兵の二年在營制と幹部候補生制度の改正案に就て
第六十七號
政府の所信
青年學校教育の義務制
遊撃戰術
長期抗戰の動脈を断つ
第七十三回帝國議會に於ける國務大臣の演説
第六十八號
軍旗の話
事變下の本年度豫算
寒風を衝き宣旨を製ふ
青島を語る
- 第六十九號
時局の推移と總動員運動
日本精神の昂揚
江北戰線淮河以南の肅清
援支のソ聯機を廢る
獨伊の青少年運動(上)
第一回最高ソヴィエトの經過
第七十號
憲法發布五十年祝賀式典
農地調整法案に就いて
無言の戰友軍馬を語る
芝罘を占據す
獨伊の青少年運動(下)
上海の租界
- 本誌より轉載の場合は「週報」による旨を明記し且内閣情報部第三部
送付せられたし
本誌の掲載事項に対する意見は進んで内閣
情報部に申出られたし

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

國家總動員法案に就いて

企　　畫　　院

政府は此の度第七十二回帝國議會に國家總動員法案を提出してその協賛を求めることが前提要件であるから、この際國民一般が同法案に對する十分の認識と理解とを有することが是非必要である。

一 國家總動員の意義

國家總動員法案の理解にはその根本に於て國家總動員の何たるかを十分に認識することが前提要件である。

近代戰爭の特質に鑑み、一朝有事に對し、國に兵力の巨大なる整備を要するばかりでなく、これに要する軍用資材の供給を確保するが爲には、その供給源たる一國工業力を平時に於て培養助長すると共に、有事に際し、これを平時の態勢から戰時の態勢に迅速且組織的に轉移せしめ、その最大能力の

發揮を期する爲に軍需工業動員の準備あることの必要なことは、現下の事變に於て何人も痛感した所であらう。

然し乍ら上述の軍用資材の需要充足は必然にこれが充足を擔當する國防諸産業の運營上必要な各般の需要の充足を隨伴する。原材料、燃料、電力に對する需要、運輸通信手段に對する需要、科學的研究に對する需要等所謂間接的軍需の充足確保は直接的軍需と殆ど軽^{ひるが}す所のない重要性を有する。他方此等の直接間接の軍需充足が如何に確保せられたにしても、一般經濟の運行特に國民生活上の需要が極度に抑壓^{あつあつ}せられ、その生物的乃至心理的生存の最低限度が保證せられないならば、啻に軍需充足の根本を阻害するのみでなく、延いては國民の精神を萎微^{ひびく}沈滯^{じんたい}せしめ、遂には戰勝目的の達成をも阻害するに至るべきことは世界大戰に於て獨逸が敗殘國となつた經路に徴しても明らかなることである。此の故に近代戰爭が大規模且長期に亘る傾向の妙からざるに鑑み、戰時に於ける國家態勢は物的需要充足の見地に於ては、莫大なる軍需の充足と他方に於ては免もすれば破綻^{はげん}を來さんとする一般經濟就中國民生活を確保することを二大目標とせざるを得ない。更に此等の需要充足方策と相表裏する所の金融統制、國民勞力の運用、或は國民精神の戰勝目的達成への動員等、要するに近代戰爭はもはや兵力のみの鬭爭ではなくその背後に於ける一國の有する物心兩面に亘る總ての力を戰勝といふ一の最高目的に指向せしめ、戰線と銃後とが眞に一體となつて、國力對國力の鬭争を行はねばならぬのであつて、

國家總動員とは實にかかる事實を指稱するのである。
國家總動員の意義は大要以上の如くであつて、今度の法案第一條に於て「本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人の及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」と規定して國家總動員を定義してゐるのは此の趣旨を表明したものに外ならない。從つて本條の事變とは、宣戰布告等のことがない爲戰爭とは稱し難いが實質上戰爭と異なる所のない對外事變、例へば此次の支那事變の如きを意味するものであつて、天災事變、國內騒擾^{じょうとう}等の如きものを含まないことは間より當然である。

二 國家總動員法の必要

國家總動員の意義は大要以上の如くであるが、その準備及び實施に關し根據となるべき法律を必要とすることは亦多言を要しない所である。

現在我が國に於ける國家總動員に關する主なる法制としては、大正七年歐洲戰爭中の制定に係る軍需工業動員法を有するに過ぎない。二十年以前に於て既に同法の制定を見たことは誠に卓見と云ふべきであるが、併し今日これを國家總動員の見地より觀れば、尙幾多の不備あるを免れない。就中最も根本的な缺陷と目せらるべきものは、その規定の範圍が工業動員に限局せられ工業以外の産業の動員に

付いて規定を缺き、又此等の産業と表裏關係にある資金の動員に付いては何等規定する所がないことである。その他國民精神の動員、醫療衛生、科學等に關する動員、又廣く此等の動員に當つて所要の智能、勞力を動員する所謂國民勞務動員等凡そ近代戰に隨伴する國家總動員の基本的事項に付いて幾多の補足を要するのである。

これに加ふるに軍需工業動員法の目的は軍需充足の確保に關しては十分なる考慮が拂はれてゐるに拘らず、これと平行隨伴して一般經濟の運行乃至國民生活の確保といふことに付いては、本法の諸規定を如何に廣義に解釋し、その運用を可及的擴張せんとしても到底十分なることが出來ない。即ち同法の諸規定は同法の目的、性質よりして軍需充足に制約せられ、間接的にこれが確保の手段となり或は國民生活自體の維持存續に必要な手段に至つては同法の適用に依つては之を賄ひ得ないのであって、國家總動員に關する基本法規としての不充分性はこの點にも存するのである。

この故に今次事變下に於ける戰時體制に於てすら軍需工業動員法のみの運用では充分ならずとして、その足らざるを補ふ意味に於て、臨時資金調整法、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律、臨時船舶管理法等の諸種の臨時非常時立法が行はれた。即ち此等の立法は概ね直接軍需の充足といふよりも間接的軍需充足の手段を規定し又は軍需充足に關聯して一般經濟交通等の運行を調整する見地より制定せられたる法律と見ることが出来るのであつて、軍需工業動員法と相俟つて國家總動員の或

程度の機能を果しつゝある次第である。

次に國家總動員の實施の圓滑適正を期する爲には豫め相當の準備を必要とし、且國民の自發的協力に期待する所も亦甚大であるが、平時より國家總動員に關する根據法を制定し置くときは一面その準備的措置の進展を促し得ると共に、他面國民をして平時より一朝有事の際に於ける國家權力發動の形態を熟知せしめ、從つてこれに應する責務の認識と物心兩面に於ける準備、覺悟に資することを得るのであつて、此の事は正に國家總動員の要諦とも考へられる。

現下の事變はその前途必ずしも豫測し得ざる所であるが、たゞへ如何なる事態に立至るとも、今日に於て現在の貴重なる諸經驗に鑑み、單に今次事變に對處する意味許りでなく明日の國力戰に備ふるの用意として國家總動員の準備を益々整備する必要があり、先づ以てその根本的措置として國家總動員法制を完備して置くことは此の際特に必要であると思ふ。

最後に各國の情勢に徴するに、世界大戰時に辛き體驗を経た各國は著々此の種法制の整備に努力して居り、中には既に制定を了せる國もある次第であるが、然らざる國に於ても大戰時に於ける法制の經驗を將來の事態に利用し得る便が認められる。然るに我が國は國家總動員の經驗を缺くのみならず、法制に於ても決して十分とは認められぬ軍需工業動員法を有するのみであり、かかる事情に想到すれば我が國の如きは特に本法を制定する必要が痛感せられる。

三 法案の概要

本法案は資源局設置以來實に十年の長きに亘り大戰中及び大戰後の各國の制度施設を調査研究し、その長を採り短を去り且我が國情に即する様研究立案せられたものである。而してその趣旨は軍需工業動員法の不備缺陷を補ひ以て完全なる國家總動員の基本法たらしめんとするに在り、従つて軍需工業動員法の内容は完全に本法案に吸收せられてゐる。次にその内容を大略示すこととする。

甲 戰 時 措 置

(イ) 勞 務

戰時には第一に軍動員が行はれることは當然であるが、その結果國內勞務力の不足を來すと共に、他面需要の激増する軍需充足の爲勞務力を必要とする事大なるものがあるので、一方に於ては勞務力の増加を圖り、他方に於ては勞務の統制を強化し、勞務の需給を調整し勞務の配置を適當ならしめる措置を必要とする。この故に法案は前者に付いては勞務力の自由募集に依り目的を達し得ない場合に帝國臣民に總動員義務とも稱すべき國防義務を課して必要方面の業務に從事せしめ、後者に付いては從業者の使用、雇入及び解雇に關し必要な措置を行ひ得る外賃金その他の労働條件に關し例へば労働時間の延長を命ずる等の措置を講じ得ることとなつてゐる。又戰時に際しては國家總動員の目

的達成を阻害する如き労働爭議は發生しないとも考へられるが、萬一の場合を考慮しその豫防乃至解決に關して所要の措置を講じ爭議手段の制限禁止を爲し得ることとなつてゐる。

(ロ) 物 資

戰時の莫大なる軍需を充足する爲需要は、遽に増大するも供給力がこれに伴はない物資の生ずることは必然であるが、かくの如き物資に付いてはその取得利用を最も效果的ならしめる必要がある。この爲には重要物資の生産、消費、使用、移動、譲渡、輸出入等を統制し、必要ある場合には政府に於てこれを使用又は收用し得ることとなつてゐる。なほ輸出入に關しては此の見地に於ける措置のみならず、國際貿易の改善に資する爲不要不急物資の輸入を制限禁止し得ることとなつてゐる。

(ハ) 施 設

戰時重要施設の運営を政府の統制の下に置き或は進んで政府自ら之が運営に當り得るやう政府に於て重要施設及び總動員上必要な土地家屋等を管理、使用又は收用し、更に事業の擴充を圖る爲設備の新設、擴張又は改良を命じ、他方物資、勞力、資金等が不急不要方面の事業に吸收せられるのを防ぐ必要があるので、此の種の事業設備の新設擴張等を制限禁止し得ることとなつてゐる。

(ニ) 事業統制

戦時に於ては各般の重要な事業に付統制のある行動の必要なことは多言を要しない所であるが、これに關しては先づ以て業者の自主的統制に期待すべきものであり、此の自主的統制をして最も國家總動員に適合せしめるやう國に於て調整する爲、同業者又は關係業者間の統制協定の設定、變更等に付必要なる措置を講じ得ることとなつてゐるが、更に第二段の構へとして同業者又は關係業者をして組合を結成せしめて共同輸入、共同購入、共同販賣等を行はしめ、以て事業統制の徹底を圖ることとなつてゐる。

(ホ) 資 金

戦時に於ける資金需給の適合を圖り物資労力等の需給の調整に資する爲、現行臨時資金調整法第二條及び第四條の規定の趣旨を擴張して、資金需要の方面に付いては比較的多額の資金を吸收する會社の設立、増資、起債等に付制限禁止を爲し、資金の供給方面に付いては銀行、信託會社その他の金融機關の資金の運用に付いて所要の措置を執り得ることとなつてゐる。

(ヘ) 物 價

戦時に於ける軍需の調達に資し、一般經濟を圓滑に運行せしめ國民生活の安定を確保する爲、物資の價格、運送貨等に付その暴利を取締り、その過當なる騰貴を抑制する等物價統制に關し必要な措置を執り得ることとなつてゐる。

(ト) 新聞その他の出版物

戦時に際しては單に軍事外交に止まらず財政經濟その他に關しても國家總動員上の必要ある場合にはこれが掲載を制限禁止し、これに違反したる者に對し必要的措置を講じ以て國家總動員の遂行の完璧を期する必要がある。

乙 平 戰 時 措 置

國家總動員は固より戦時に際し實施せられるものであるが、事項に依つては戦時急速實施せんとするもその目的を達し難いものもあり、又戦時に於ける總動員實施の圓滑適正を期する爲平時より相當の準備を必要とするものもある。故に本法案に於ては此等の準備に關し次の如き規定を設けてゐる。

(イ) 國 民 登 錄

戦時の國民徵用實施に資し併せて勞務の需給調整の基礎資料を得る爲、平時より國民の職業、技術等を登録、整理して置くことは極めて必要であつて、これが爲國民に所要の申告を爲さしめ、當該官吏をして實地に付必要なる検査を爲さしめることとなつてゐる。

(ロ) 技 能 者 の 養 成

技能者特に熟練工の如きは戦時特に不足が豫想せられ且又これが養成は急速に行ひ得ない性質のも

のであるから、平時より養成に着手し有事の際の需要に應じ得るやう學校、養成所等に對し養成を命じ、又此等の者の再教育等に資する爲雇傭主に對しても養成上必要な命令を爲し得ることとなつてゐる。

(ハ) 物資保有

戰時供給力の十分ならざるを豫想せられる重要物資に付いては、その貯藏を圖る爲平時より一定の業者に對し保有を命じ得ることとなつてゐる。固よりかかる物資に付いては各種の補填方策が必要であるが、尚不足する物資に付いては平時よりの保有を考慮することも亦已むを得ない所である。現在でも既に石油業法に基づき石油を、製鐵事業法に基づき製鐵原料を各業者をして保有せしめることとなつてゐるが、本法案に於ては此等現行法の趣旨を擴張したものである。

(ニ) 計畫の設定、演練

廣汎多岐に亘る國家總動員の實施には豫め綿密周到なる計畫の設定を要することは勿論であつて、政府の設定する國家總動員計畫に基づき細部具體的なる工場に於ける戰時増産計畫等を工場主等をして設定せしめ又之が演習訓練を行はしめ、以て戰時に於ける計畫遂行に支障なからしめるることを期さなければならぬ。防空法に於て防空計畫設定を命じ或は防空演習を行はしめることになつてゐるもの右の必要を示すものである。

(10)

(ホ) 試験研究

國防目的達成上科學動員が戰時特に重要性を有するに鑑み、平時より工場、事業場の事業主、試験研究機關の管理者に對し此等の施設に於て必要な試験研究を行はしめ得ることとなつてゐる。

(ヘ) 事業助成

重要物資に就いては前述の如く平時より保有策を執るが、國內に於ける生産力を整備擴充して置くことはむしろ根本的に重要な事であるので、此等の物資の生産又は修理の事業者に對し一定の利益を保證し又は補助金を交付してその事業の助成を圖り、必要に應じ生産、修理を爲さしめ又は必要な設備を爲さしめ得ることとなつてゐる。

(ト) 补償

本法の施行に依り國民に對し特別の損失を與へることは當然考へられるので、之に對しては政府に於て補償することとなつてゐる。而して補償額の公正を期する爲、之を決定する場合には官民の代表者より構成せられる總動員補償委員會の議を経るのである。

四 結語

以上が國家總動員法案の概要であるが、元來國家總動員の實施は忠君愛國の精神に基づく國民各自

(11)

の自發的協力を基調とするべきものであつて、本法立案の趣旨とする所も亦一にその協力を確保せんが爲に他ならないのである。従つて本法案の諸規定もその場合に於ける必要の限度に於てのみ發動せらるべきことは言を俟たない所である。

惟ふに本法は、海に國防の安危に係る極めて重要な法律であつて、本法が制定せられたるは政府は國家總動員に關する各般の方針に付充々統一を保持し且事態の緊急に應じ迅速機宜の措置を執り得る次第であり、國民一般も有事の際に於ける國權發動の態様を知悉する結果眞に舉國一致の實を收むるに資する所以であつて、併せて有事に備ふる國家總動員準備の基準として朝野協力護國の任務達成の推進力たるに至るべきを確信する次第である。

建艦通報問題と帝國海軍軍備

海軍省海軍軍事普及部

帝國政府は去る二月五日、英米佛三國政府から建艦通報の問題に關する通牒を受けたので、慎重攻究の上十二日その回答を發し三國の要望に應じ得ざることを明らかにしたのである。

この問題は、表面上建艦計畫を通報するか否かと云ふ簡単なことのやうであるが、その實質に於ては重大な意味をもつ事項であつて、列國海軍軍備の趨勢並びに國際情勢にも影響する所甚だ多く、帝國にとつても國防上重要な問題と考へられるので、本問題に就いて必要な解説を試み、併せてこれに關聯のある海軍軍備問題に就いて説明して見たいと思ふ。

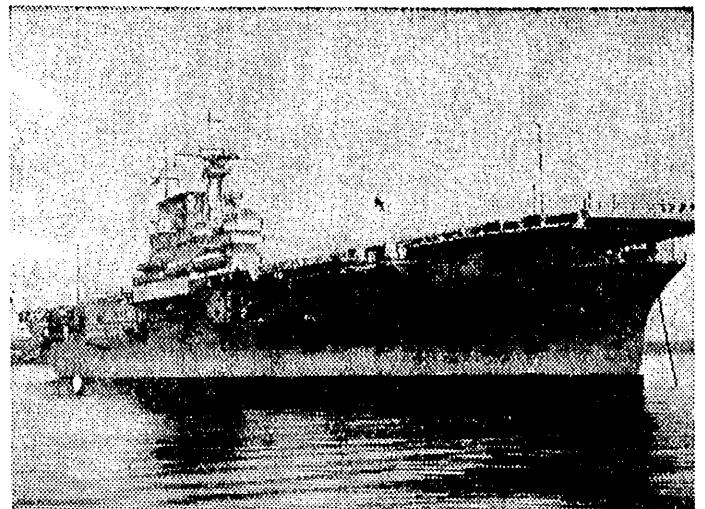
一、三國政府通牒の要旨

先づ最初に今回英米佛三國政府から我が國に申入れ

と云ふのである。

て來た通牒の内容を要約すれば次の通りである。即ち

日本が現在一九三六年(昭和十一年)倫敦海軍條約に規定されてある制限を超ゆる軍艦を建造して居らず、又一九四三年(昭和十八年)一月一日以前に於ては、事前の通告を爲さずして同様制限を超ゆる軍艦は建造若しくは取得しないといふ保障を與へて與れないならば、英米佛三國は倫敦條約の「エスカレーシヨン」の権利を行使することに決定した。若し二月二十日迄に日本政府から回答を得ない場合には、日本は條約の制限を超ゆる軍艦を建造若しくは取得中であると見做さざるを得ない。但し日本がかかる如き制限を超ゆる軍艦の建造をして居るか、若しくは建造せんとする場合にも建艦通報をせらるゝならば、日本に於て何等かの制限に同意の用意ある場合には、軍艦の噸數及び備砲口徑制限の問題に就いて



米海軍第一號ソウタクヨー航空母艦新立つ現第一號

さてこの内には海軍の専門的事項もあるので、次に簡単に必要な解説を試みることにしよう。

昭和十一年倫敦海軍條約

昭和十一年十二月から翌年に亘り倫敦に於て日、英、米、佛伊五國参加の上、新海軍軍縮協定を作成する目的を以て會議が開催せられたのであるが、この會議に於て帝國の公正妥當なる軍縮提案が受諾せられず、從つて到底軍縮目的を達成し得ない情勢に立到つた爲、帝國は會議より脱退し、伊國も亦同様協定参加を拒んだので、残れる英米佛三國間に於て單に質的制限(軍艦噸位の噸數及び備砲口径を制限すること)及び建艦通報のみを内容とする不備なる軍縮條約を作成し昭和十一年四月調印するに至つたのであるが、これが即ち一九三六年倫敦海軍條約なのである。

條約規定の軍艦の制限

倫敦海軍條約中に規定されてゐる所の建造すべき軍艦の制限は、主力艦に就いては三萬五千噸、備砲口径十六吋以下に、又巡洋艦に就いては六吋砲八千噸以下に局限

(14)

せられてゐる。従つて英米佛三國は日本が三萬五千噸、十六吋砲以上の主力艦又は八千噸六吋砲以上の巡洋艦を建造して居るか否かを確かめたいといふのである。

「エスカレーション」

「エスカレーション」とは一種の保障條項であつて、倫敦條約第二十五條及び第二十六條に規定されてゐるが、就中第二十五條は重要なものである。その要旨は條約締約國以外の國が、條約規定の噸數及び兵装の制限を超ゆる軍艦を建造又は取得せんとする場合には、締約國は自國の安全を期する爲、要すれば艦型及び備砲の制限並びに既に、通報せる建艦計畫の範囲より離脱するの権利を行使することが出来るといふのである。

即ち英米佛三國がこの「エスカレーション」の権利を行使することに依つて、倫敦條約の生命たる軍艦の質的制限を擴大する結果となり軍縮條約としての意義を失ふことになるのである。

三、倫敦條約の崩壊

倫敦條約は英米佛三國間に於て昭和十一年調印せられ、昨十二年その批准を了したのみで今日迄の経過なほ浅きに拘らず、今や保障條項を發動し、同條約の中権と看做される質的制限の擴大を餘儀なくされ、實質上同條約が崩壊せんとする情勢に立到つたのである。然しながら、かくの如き結果を招來することは夙に豫見せら

(15)

れた所であつて、現に昭和十一年の倫敦會議の際、帝國全權水野大將は英米の提唱せる量的制限（即ち保有すべき軍艦の總噸數を制限するもの）を伴はざる質的のみの制限に反対し、その理由として、『この案に従へば必ずや質の不足即ち軍艦個艦の能力不備を補ふ爲軍艦の隻數即ち總噸數を増加する傾向を生じ、茲に量的の擴張競争を惹起することになり、又各國の國情、地理的情勢に適應する艦種艦型の選定を拘束されて、所謂效果的軍備の整備を阻害されることとなり、結局軍縮目的を達成することが出来ない』ことを強調せられたのであるが、水野全權のこの豫見が見事に適中し、英米に於ては既に量的方面にも急速度の擴張に乘出し、今又質的制限を擴大するの情勢に立至り、倫敦條約は實質上何等質なき拔収にならんとしつゝある。

この事實は一面に於て量的軍縮を第一義とする帝國の軍縮提案が、公正妥當にして眞に軍縮目的の達成に寄與し得るものなることを立證するものである。

四、帝國政府の回答要旨

備擴張の口實に利用するであらうと想像されてゐるが、この際我が海軍軍備は何等他を脅威するが如き性質のものでないことを説明し、彼等の誤を一掃する必要がある。

抑、帝國海軍軍備整備の根本方針は、從來屢々内外に開明せられた通り不脅威不侵略の信條に則ることを基調となし、自らを守るに足る軍備を目途とし、他國に脅威を與ふるが如き内容を有せざるものであつて、これは現在に於ては勿論將來と雖も變らざるものである。尤も帝國の海軍力は、現在英米兩國に比較し寡少であるので、この寡少兵力を以て我が國防の安全を期する爲には、我が國情及び地理的情勢に適合した最も效果的な軍備を整備せねばならぬ關係上、公正妥當なる軍縮條約が存在せざる限り、我が軍備計畫の内容を明示するが如きことは國防上許し難い所である。

なほ軍備の内容を祕密に保つ必要的程度は、小軍備國は大軍備國に比較し遙かに大なるものであることは容易に了解せられる所であらう。いづれにせよ、軍備の内容

三國政府の通牒に關しては慎重攻究の上十二日に回答が發送されたのであるが、その要旨は次の通りである。

即ち
帝國の軍縮問題に對する根本的態度は量的制限の斷行を先決條件とすべしと云ふにあり、建艦通報の如きことは何等根本的に軍縮目的を達成する所以のものでないから御希望に應する事が出來ない。なほ日本が三國の要望に應じない故を定むことは、何等合理性がないではないか。又三國が帝國ことは、日本の全然關知しない所である。なほ又日本としては軍縮に寄與し得べき量的制限を第一義とする公正なる軍備の加盟して居らない倫敦條約中の保護條項の権利を行使する

と云ふのであつて、この帝國の回答は特に説明するを要しない程簡明且公正なるものである。
五、帝國海軍軍備の基調

帝國政府のこの回答を以て、英米は我が海軍軍備の實質は他國に脅威を與ふるものであると見做し、自國の軍備を明示しないことが他國を脅威する趣旨に出でたるものでないことは勿論である。

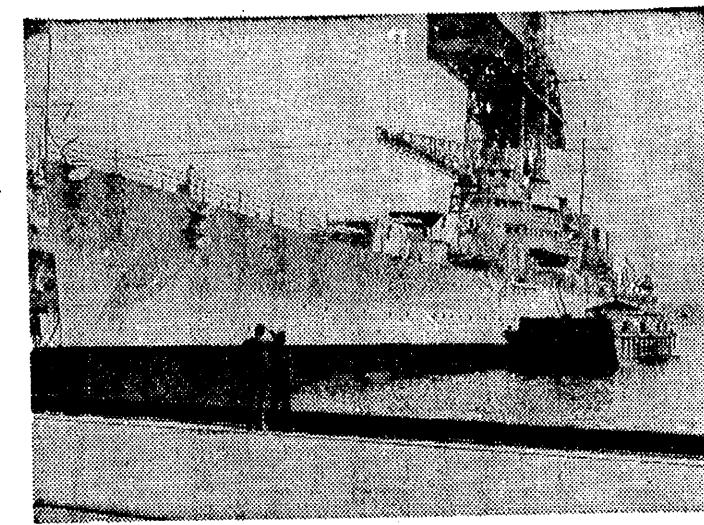
一月二十九日米紙クリスチヤン・サイエンス・モニターは「米國を攻撃せんと欲すれば、日英兩國の聯合艦隊を以てするも尙不足なるべし」と論述して居るが之等の點と併せ考へて見れば問題は自ら諒解出来ると思ふ。

六、英米佛三國の對策

英米佛三國政府は帝國の回答に接して如何なる處置を探るであらうか。

これは今日豫断することを許さず、又何等確報に接しないが今日迄の新聞紙の報道する所を綜合すれば、三國いづれも我が回答の内容を既に豫期して居たものの如く、從つて三國通牒に明記した通り、「エスカレーシヨン」の權利を行使して現行の質的制限を破棄し、大艦の建造に着手するものと觀測せられるのである。

なほ米國上院議員キング氏の如きは軍縮會議開催を提倡して居り、又米國下院議員ハミルトン・フィッシュ氏



米國新鋭巡洋艦「アイフル・デ・ライフ」號

の如き帝國の軍縮提案たる均等主張を容認すべしと高唱する向もあるが、大勢としては帝國が回答文にも示した如き量的縮減に関しては多く願ひられて居ない情況にあることは遺憾とする所である。

七、英米兩國の海軍軍備擴張

皮肉のやうであるが英米佛三國が倫敦海軍條約を批准した昨昭和十二年以來の列國、特に英米の海軍軍備大擴張の情勢は見逃し難い所であつて、茲にその一端を述べれば、英國に於ては昨年五箇年十五億磅軍備大擴張計畫を樹て、特に海軍の充實に重點を置き著々實行中であり、既に起工若しくは議會協賛のみの主力艦は五隻に上り又本年度の分は未定であるが、新聞紙の傳ふる所に依れば、三隻乃至五隻の大型主力艦を建造する計畫のやうである。

一方米國に於ては、條約による海軍力(舊華府及び倫敦條約規定の兵力を以て充實するもの)の整備に努力中であつたが、今回從來の整備標準兵力の二割

即ち約二十五萬噸の大擴張を爲すことに決定した。この新計畫が議會を通過すれば(通過は確定的のものと觀測されてゐる)新主力艦は合計七隻建造のこととなるのである。

なほこの際注意を要することは、今日迄の所軍備擴張は主として量的方面に行はれたが、今後英米がトップを切り、質的方面即ち大艦建造の趨勢を辿ることになるので、軍備の内容は更に複雑且激化するものと觀られる事である。

而して軍備擴張に就いては、英米側の説明するところに従へば歐洲及び極東の情勢等に對處する爲必要なることを強調してゐるのであるが、世界第一の海軍力を有する國が之を脅威するものあるを發見し得ないので拘らず率先軍備擴張を行ひ或は國際情勢の不安に備へ、或は世界平和を保障すべき警察力たらんとするが如きことがあるとすれば、それこそ却つて不安對立を激化し、世界各國の軍備擴張を誘致するものと斷ぜられても辯解の餘地はないであらう。

先般ニューヨーク・ラルド紙の社説が「米國海軍の現

状は國土防衛上充分なる勢力を有す」と論斷して居ることは味はふべき言であると思ふ。

八、我が國の對策

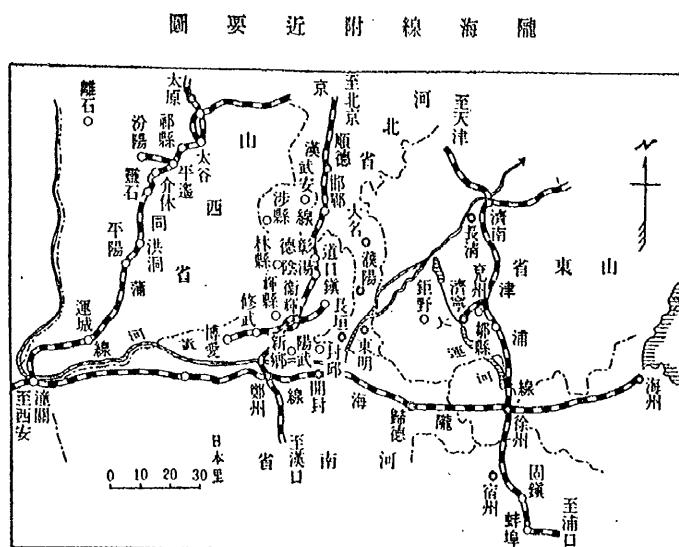
前述の通り、帝國海軍の軍備は不脅威不侵略を基調とし國防の安固を期し得る自主的軍備を目途として居るのであるが、元來軍備は相對性を有するものであつて、その内容は常に不變不動のものではなく、現在支障なしと認められる我が軍備も將來情勢の變化特に關係國海軍軍備の狀況に依つてこれが變更を要する場合が起り得るのはいふまでもないことである。

現に萬一今回の建艦通報問題を機とし、或はその他の口實を設け、他國が軍備擴張を強行し、それが帝國に脅威不安を與ふるが如きことありとすれば、帝國はこれに對應し軍備の内容を變更する等必要な措置を講ずる已むなき至ることは當然である。従つてかくの如き事態に立到つた場合には、我が國民は國防の安固を期する爲舉國一致萬難を排してこれが實行に邁進し、皇國を泰山の安きに置かなければならぬ。

敵大軍を黃河に壓す

陸軍省新聞班

南京、濟南、青島攻略以來我が軍事行動は大風一過の觀を呈してゐたが、蔣介石の抗日行動は依然として終^{しゆう}熄^きする所なく、山西省離石及び介休臨汾和順を中心山西軍、陝西軍、中央軍、共產第八路軍約三十個師を以て固め、京漢線方面も新鄉鄭州を中心に黃河以北及び隴海線沿線に約三十個師を集結し新鄉附近には數線の堅固な陣地を構築し戰備怠りなく、津浦線方面も亦徐州北方地區、宿縣南方地區、線路西方曹州を中心とする地區、隴海線歸德を中心とする地區に約二十個師を出動せしめて南北兩方面的我が軍に對せしめつゝある。これに對し我が軍は二月十一日の紀元節の佳日を期して山西方面京漢線方面は攻擊前進を起し、各當面の敵を擊破して敵大軍をひしひしと大黃河に壓しつゝあり、今や戰機嵐を含んで脈々として隴海線全線に動いてゐる。敵が鐵壁とのむ黃河も今や退路の大障礙^{じょうがい}となつた。



一、山西方面

山西省太原南方地區に在つて久しく髀肉の嘆を洶しつゝ腕を擦して待機中であつた我が軍は、京漢線方面の活動と相呼應して二月十一日の紀元節の住き日を期して行動を開始し、その先遣隊は十三日平遙附近にあつた約三千の敵を攻撃して之に大打撃を與へ、同日夕刻同縣城を占據した。

十五日正午平遙を出發、介休に向ひ前進した。又右側部隊は平遙西方汾河を越え考義方面に前進した。別に太原附近にあつた我が軍は二月十二日行動を起し、その先遣部隊は十三日開桺鎮（文水東北方約十二粅）附近にあつた約一千の敵を撃破し文水北方地區に進出した。

二、京漢線方面

久しく鳴をしづめて満々たる英氣を養つてゐた京漢線方面の我が軍も一月に至るや線路東方地區に於てそ

の銳鋒を現はし始めた。坂西部隊は七日朝進撃を開始

し午後二時南樂縣城外の線を占領せる約百三十の敵を

撃破して城内五百の敵を驅逐し午後五時十分同城を占據した。土民の言によれば敵は保安隊のやうである。

八日午前八時同地を發して南進し迫擊砲を有する約七百の敵を撃破し午後清豐を占據した。敵の遺棄死體八十である。更に南進を續け九日約一千の敵を撃破し

て濮陽を占據し、十一日正午頃大桑樹集（濮陽南方約十

六糠）を通過南進して梁門鎮に達した。更に急進を續け十三日午前十一時長垣を占據した。

十五日朝長垣を出發、封邱に入つた。封邱陣地の敵は

皇軍來るの報に一發も應戦せず夕方西方に潰走した。

更に息もつがせぬ急進に移り十六日午後封邱西方陽武に入城した。

2. 線路に沿ふ地區

京漢線路主力方面に於ては彰德に於て待機中であつたが、十日馮家橋（彰德南方十二糠）及び娘々廟（彰德南方四糠）を占據し同日夜展開して紀元節の佳き

日を迎へた十一日拂曉を期し湯陰北方の敵陣地に對し

總攻撃を開始した。

此の方面に於ける我が軍の進出により徐州の側背を衝かれ蘭海線を中斷され且漢口方面に直接の脅威を受けるため、敵は防備に全力をあげ中央軍の精銳三十

個師を配し程潜が總指揮に當つてゐる。

總攻撃を開始するや陸軍機は翼を列ねて爆弾の雨を

降らせ、地上砲兵陣地より打ち出す砲弾も青空に唸を生じて敵陣地を粉碎し森田、石黒、遠山各部隊また戰車隊と共に潮の如き勢で前進を開始し銃砲聲は河南の

空に響き渡つた。

同日夕には我が軍右側部隊は馮家橋より南進、柏落（湯陰西南方約十糠）に進出、右翼部隊は魏家營（彰德南方六糠）附近の敵陣地を攻略して二十里舗附近に、左

翼部隊は官庄（湯陰東南方約六糠）、四台寺（四台寺の線に進出した。

陸軍航空部隊鳥谷部隊は前日黃河大鐵橋爆破の殊勳を立てたが、この日更にこれを完全に破壊すべく敵地

深く飛んで敵砲火を浴び乍ら壯麗極まりない鐵橋爆撃を行なつた。

二月十二日依然攻撃の手を緩めず右側部隊は輝銀（宜溝鎮西南方約八糠）南方高地の敵を撃破し追撃を續け、右翼部隊は午前十時頃湯陰を占據し續いて宜溝鎮南方に向ひ追撃し、左翼部隊は十一日夜半後至湯陰（宜溝鎮西南方八糠）及び新庄附近に進出した。

當面の敵は萬福嫡軍第百三十師、第百十六師及び騎兵第九師を主體とするもの如く、十一日に於ける敵の遺棄死體は約千であつた。

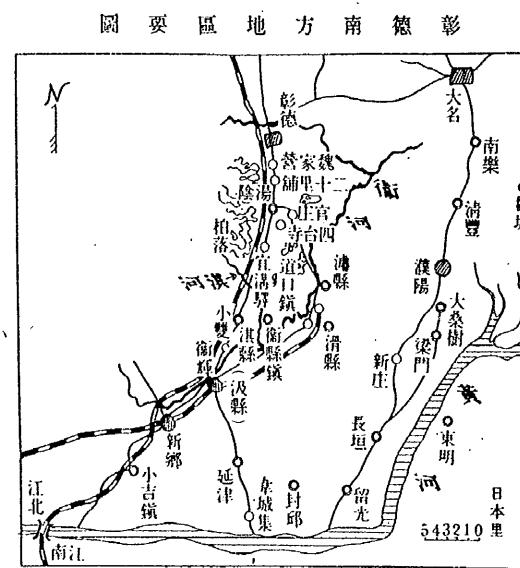
十三日敗退する敵に對し破竹の如き追撃を續行し、

今川戰車部隊は午前十一時早くも洪縣城に達して北門

より入城し、これに引續き歩兵部隊も入城した。同日夕

には早くも黃山村（洪縣西南方約十六糠清河右岸）、小

雙（洪縣南方約八糠）西閭（洪縣東南方約八糠）の線に進出した。又西方の山地を追撃中の遠山部隊は大胡同（洪



(23)

(22)

附近に亘る敵の數線陣地に對し攻撃を進備中であつたが、十五日朝來攻撃を開始した。

衛輝は黃河北方に於ける敵前線第一の陣地で新鄉を中心とし昨年十月から四ヶ月の長時日を費して築き上げた永久的陣地の重要な一點である。衛輝からその西方輝縣に亘つては數線の堅陣地が構築されてゐたが、我が主力軍は十五日夕には此の中央附近の敵第一線を突破し沿村(輝縣東北方八糸)、申屯、龍王廟、大漫流(衛輝西北方八糸)の線に進出した。當日の戰闘に於て敵の第一七九師、第七七師を潰滅し、その遺棄死體千を下らない。

3. 線路西方地區

邯鄲附近にあつた我が軍は二月十一日を期して活動を開始し、京漢線西方山地帶の肅清を開始した。十一日邯鄲を發した我が右側部隊は武安に向ひ前進し、十二日午後三時崇義(武安西方約八糸)を通過西進した。

工藤部隊は十一日午前十一時武安に於て八千餘の敵

迫擊砲一、彈藥七五〇〇

蚌埠方面

敵第一、第百十三師、獨立第十四旅、遺棄死體五〇〇、鹵獲兵器輕機二八、小統一〇〇、迫擊砲三、彈藥多數、我が損害は死傷合して約一八〇。

陸軍飛行隊の〇〇機は十一日午後三時過、宿縣、固鎮及び南下中の軍用列車に爆撃を加へた。

此の日珍らしくも敵爆撃機六機が蚌埠上空に飛来し市街南端のイタリヤ、フランス両國人の住宅に十一個を投擲したが我が軍には損害がなかつた。

四、山東方面

1. 膜濟線復舊

舊臘來復舊工事中の膜濟線は峠山、朱劉店間の軌條敷設も木村部隊によつて十日完成、十一日の佳節に愈、全線三百九十三糸が開通、午前八時膜濟線初列車が貨車十六輛を牽引青島行初列車として發車した。なほ青島からも濟南行が發車したが、同線は滿鐵に委任經營

され、一日三回列車運轉をなす筈である。

2. 黄河鐵橋及び大汶河鐵橋開通

大黃河假鐵橋は木村部隊の手により九日竣工、盛大な開通式の後黃河北岸午前十一時十四分發列車が同鐵橋を渡り初め、正午濟南驛に到着した。

津浦線大汶河鐵橋の假木橋も九日竣工したので、十一日午前八時四十分濟南發列車で濟寧まで開通した。

これにより支那軍により破壊された津浦線は再び開通中國を貫ぬく大動脈の主要部分は完全に復舊を見た譯である。

3. 黄島(青島西方)占據

二月十二日午前五時半大型發動機船〇隻に分乗青島を出發せる山田部隊の一部は黃島の鹽灘庄部落に上陸、島内の部落から武器を押收した。

4. 山東各地の敵逆襲を擊退す

曲阜東北方泗水前面には十五日午後約三百の敵が逆襲して來たが我が軍に難なく撃退された。

と遭遇し之に猛撃を加へ、敵は峻険な山岳地に堅固な陣地を構へ頑強な抵抗を試み激戦數時間に及んだが、我が軍の果敢な攻撃に抗しかね同日夕刻頃より多數の死體を遺棄して山中深く潰走した。

十四日右側部隊は後砲附近に達し十五日涉縣北方地區に進出した。工藤部隊は涉縣東方地區にあつた敵を擊破し夕刻河南店(涉縣西南方二糸)附近に達した。

三、津浦線南段

蚌埠懷遠の攻略後淮を持して淮河渡河の機會を狙つてゐた津浦線の我が軍は俄然勇猛果敢な行動を開始し十一日、十二日各一部を以て臨淮關、蚌埠、懷遠對岸を占據し、黄河揚子江中間を横断する動脈的交通路たる淮河は完全に我が軍の勢力下に入つた。

此の戰闘の成果は次のやうである。

敵第百四師、第百十八師、遺棄死體一五〇〇、俘虜一五〇、鹵獲兵器輕機一七〇、機關銃三〇、小統三六〇、刀六

鄒縣南方雨下店の我が第一線にも十四日午後四川第百二十五師の一團が逆襲して來たが我が反撃に南方に潰走した。

濟寧には十四日有力なる少くも三箇師を下らさる敵が包圍攻撃し來つて濟寧守備の我が部隊と激戦を交へ夜襲し來つたが、我が沿田福榮兩部隊は之を迎へて曉の激戦を交へ大打撃を與へ撃退した。

又同日長清附近に紅槍會匪が襲撃し來つたが我が赤柴部隊は之を撃退した。

五、北支方面後方情況

1. 山西方面

太原附近にある我が部隊は二月一日乃至六日に亘つて古交鎮(太原西方汾河畔)附近にあつた約千五百の共產軍に對し多大の損害を與へ其の根據地を覆滅した。

2. 東漢線方面

邯鄲附近にあつた我が軍は十一日活動を開始して京

3. 匪團の概數

一月末に於ける匪團の概數は次のやうである。

普通匪團	共產的色彩ある匪團	計
一一、〇〇〇	八〇〇〇	一九、〇〇〇
九八、〇〇〇	六五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
敵の遺棄死體	三五、五〇	七八
捕虜		

4. 匪團の動向

一月に入り特に歸順申込急激に增加し、歸順匪にしきて我が統制下にあるものは自衛團、警戒勤務の補助、共

漢線西方山地の肅清を開始した。

5. 匪團の概數

一月末に於ける匪團の概數は次のやうである。

普通匪團	共產的色彩ある匪團	計
一一、〇〇〇	八〇〇〇	一九、〇〇〇
九八、〇〇〇	六五、〇〇〇	一〇、〇〇〇
敵の遺棄死體	三五、五〇	七八
捕虜		

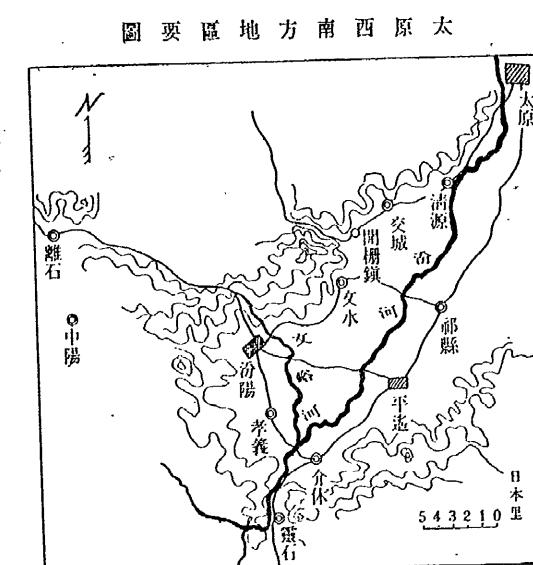
6. 匪團の動向

保定石家莊間の西方にある曲陽、阜平及び靈壽附近には合計約六千と稱せらるゝ共匪が蟠居して、特に阜平には彭榮を主席とする共產政府があつて十二月以來共產政治學校を設立し十五歳以上五十歳以下の男子は必ず一日一回訓練を受くべく強制せられてゐる由である。

一般住民は共匪を嫌惡してゐるから我が討伐に伴つて

漸次驅逐せらるゝ状態だが油斷はならない。

又崞縣守備隊は七日崞縣北方六糸黃家堡に於て共產軍幹部の密議中を急襲して首腦部五名を捕獲した。



(26)

(27)

長沙に初撃を加ふ

海軍省海軍軍事普及部

海軍航空部隊の奮戦

二月九日

南支空襲

廣三鐵道 橫江墟附近鐵橋、廣東佛山間に於て機
關車及び三水東方に於て機關車攻撃。
その他東莞附近の橋梁、錦廈南方の橋梁及び福永
附近の新增爆撃。

中支空襲

宜昌 飛行場を急襲地上機大型二、小型三計五
機を確實に爆破したる外、格納庫二棟、倉庫五
棟を爆破炎上せしめた。
漢口 大舉空襲し漢陽兵工廠内工場二棟を炎上せ
しめ又飛行場に於ては大型地上機一機、兵舍一
棟を炎上せしめた。尚上空に戰闘機一機を認め
之を擊墜した。
麗水 飛行場を爆撃、飛行場及び附屬建物一棟に

損害を與へた。

二月八日

南支空襲

廣九鐵道 新界附近にて軍需品搭載の舟艇四隻を
爆撃したる外、石龍西方の鐵橋及び橫沙驛を攻撃。
その他三水高要間に於て大型ジャンク五隻沈没。

中支空襲

安慶 飛行場を攻撃、飛行場施設に相當の損害を
與へた。
襄陽 飛行場を攻撃、上空に於て敵機十五機と
空戦の結果、内五機を擊墜したる外、地上機二
機を爆撃炎上せしめた。
南陽 飛行場を急襲、その施設に相當の損害を與
へた。
長沙 飛行場を攻撃し地上機一機爆破したる外、
場内格納庫を炎上せしめた。

二月十日

南支方面

建康 飛行場を爆撃す。
敵機來襲 敵重爆撃機七機蕪湖に來襲、飛行場外
に投弾したが何等損害はなかつた。

二月十一日

天候不良の爲攻撃を行はず。

二月十二日

南支方面

天候不良の爲攻撃を行はず。

二月十三日

南支空襲

武昌 軍官學校を爆撃、七棟を炎上せしめた。
敵機來襲 敵重爆撃機六機蕪湖に來襲したが投弾
せず逃避した。

二月十四日

南支空襲

粵漢鐵道 三華店驛及びその附近鐵橋等を攻撃し
たる外、烏石城南方鐵橋及び英德驛爆撃。

二月十五日

南支空襲

武昌 軍官學校を爆撃、七棟を炎上せしめた。
敵機來襲 敵重爆撃機六機蕪湖に來襲したが投弾
せず逃避した。

二月十六日

南支空襲

錦廈 附近の自動車道路及び橋梁を爆撃。

二月十七日

南支空襲

星子 九江東南二十糠の星子軍官學校竝に分校を
爆撃。

二月十八日

南支空襲

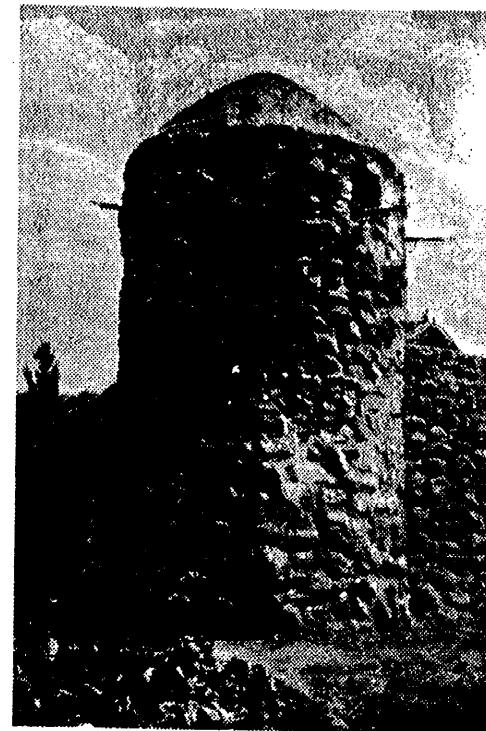
天候不良の爲攻撃を行はず。

(28)

(29)

朝鮮の國境警備

朝鮮總督府



江岸駐在所に所在する望樓

一 對岸賊勢の消長
朝鮮北部一帯に亘る陸境は、彼の有名な白頭山を分水嶺として西に鶴綠江、東に豆満江を挟んで満洲

の配置を以ていいはゆる國境警備陣が布かれているのである。これを警察官一人當に平均すれば一人で約一・四方糸といふ廣い地域を受持つこととなるのであって、大體江岸より二十糸乃至四十糸の幅員を有する地帶を國境警備地域と定めてある。その面積は實に七千二百万糸の廣漠たる地域に及び、これに對し約三千人の警察官が虎視眈々として侵入の機を窺ひつゝある危險に面して、常に身命を賭して國境警備の大任を果して居る我々が江岸第一線の警察官の勤務の辛苦は全く筆舌に盡しがたいものがあり、現地を視察しない者には到底想像し得ない所である。

而して對岸滿洲は地味豊饒にして、從來より馬賊、土匪等は各地に潛んで居つたが、大正八年かの朝鮮對岸滿洲國との交通は、夏季に於ては各所に渡船場が開設せられるが、中流地方以上は水が淺いので湯水時には到る處容易に徒涉が出來、殊に冬期に於ては江上は全く凍結して通行は自由自在、匪賊輩の侵入も極めて容易であり、警備上の大きな懼となるのである。氣候も亦大陸性を呈し寒暑とも甚しく、極寒季に於ては零下三十餘度は患か、咸南惠山警察署より平北江警察署管内に至る地方は暖い時でも零下二十七八

變勃發と共に、國境治安の状況は俄然逆轉して來た。即ち張學良下の舊政権が覆滅してからその敗殘兵等は所在の馬賊、土匪及び鮮匪等と相結んで、反滿抗日の旗の下に救國軍を組織して各地に横行跋扈し民心の動搖甚しきものがあり、加ふるに治安完からざる機に乗じて共產匪が擡頭し賊勢は愈々擴大した。その數は無慮六萬と稱せられ、對岸滿洲一帶は眞に混亂狀態を現出したのである。

これ等の匪賊等は盛んに我が江岸を覗きひ鮮内侵入を企圖し屢々襲撃し來つたので、俄然國境一帶は著しく不安を感じ、大正八、九年當時さながらの状態に逆戻りしたかの觀を呈するに至つた。いま試みに昭和六年九月即ち滿洲事變發生以來昭和十一年六月迄の間に於ける對岸滿洲に出没横行した匪賊についてみるとその出沒回數二三、九二八回、延員實に一、三六九、〇二七人と云ふ驚異的数字に上り、又その被害は殺人二、一五四人、傷害二、一六七人、人質拉去一八、一四四人、放火三、五四九件、銃器掠奪三、一七九挺、被害金品



中継江より岸を觀す

(32)

帶に進出し、加ふるに衣食の缺乏は彼等を進退兩難に陥れ執拗に我が國境を窺ふに至り、我が國境警備警察官は或は軍隊及び滿洲國官憲と協同し或は獨自の立場よりこれが討伐に寧日なき有様である。これが爲警察官の對岸越境討伐を敢行したる回數も、昭和七年以來昭和十一年六月現在までに二百六十八回に及び、警察官の殉職せる者二十一名、負傷せる者三十名といふ多數の犠牲者を出すに至つた。

これが爲昭和七年以降、屢々我が滿洲駐屯軍及び朝鮮師團より軍隊が出動しこれに警察隊も參加して大討伐を敢行した外、隨時軍警の討伐によつて現在に於てはその數は著しく減少して來てゐる。しかし現存せる匪賊は全く兎も角もものであつて、共產黨匪賊團の指導下に大部分は共產匪化し、反滿抗日の意識が極めて旺盛で、數年間の決死的體験を経てその性急、機智となり、共產匪を通じてソ聯方面より入手する精銳なる機關銃、迫撃砲等新式武器をも有してゐるのである。而も彼等は相當訓練を積み統制ある行動をとり、その勢は實に侮り難きものがある。而も彼等は滿洲國討伐工作の進捗につれて漸次奥地より壓迫せられて江岸地

二 匪賊討伐と警備對策

近時國境對岸に出没し各地を襲撃して暴虐行爲を敢行しつゝある匪賊は、中國共產黨滿洲特別委員會の指導下に組織せられたる東北人民革命軍並びに紅匪等の共產黨匪が主なるもので、その他の鮮匪、馬賊等はこれ等共匪の煽動懾威によつて反滿抗日共同戰線を結成してゐるのである。彼等は熾んに對岸地帯を横行するのみならず、絶えず我が國境線を突破して鮮内に侵襲せんと企圖しつゝある。

(33)



國境第一線駐在所に所在する見張勤務

事を以てするも明白である。かくの如き状況であるから、我が國境警備警察官は國境治安の確保並びに對岸居住在鮮人同胞保護の見地から對岸匪賊の跋扈に對し寸時も監視を怠らず、これが討伐に當つては軍隊及び滿洲國軍警とも緊密なる連絡を保ち、或は共同討伐を行ひ、或は警察獨自の立場よりこれが討伐を敢行してゐるのである。殊に軍隊の出動を俟つて討伐を行ふことは、餘程の大匪團の場合でなければ事實上困難であるから、多くの場合は警察官は獨自の立場に於て討伐を行ふのを例としてゐるのである。而もこれ等匪賊は常に數十數百の集團を爲して行動するを常とする爲、我が警察官は數倍數十倍の匪賊を相手にするを餘儀なくされ、その辛苦はまことに言語に絶するものがある。

故に當局に於てもこれが對策に付いては並々ならぬ苦心を拂つてゐる。即ち出來得る限りの防備施設を施すこととし、全線二百餘箇所の警察署、駐在所等には

最近起つた一、二の事例を擧げて見ると、昭和十二年六月四日、百五十餘名の匪賊が咸鏡南道惠山警察署管内に潜入した事件がある。晝間ですら咫尺を辨じない密林山稜を傳うて而も夜半午前一時頃より行動を起し、夜明頃に鮮内目的地に到着し密に諜者を放つて状況を探り、日中は附近山中に潜伏して待機し、夜に入つてから午後十時頃突風的に部落を奇襲してきた。その一部は機關銃二挺を先づ警察官駐在所門前に据付け、事務室に亂射して警察官の出動を牽制し、他の一部は部落官公署に放火掠奪をなし、機を見て疾風の如く山中に引揚げ逃走した。而もその一部は収容部隊となつて山中に待機し我が追撃に備ふる等極めて用意周到なるものであつて、一駐在所四、五名の現員を以てして如何とも手の施す術もなき實情であつたのである。

翌日になつて本署より應援を得、對岸に追撃して之を潰滅せしめたのであるが、この討伐に於て、我が警察官は僅か三十餘名の少數を以て不利の地勢に據り克く十倍に餘る匪賊を攻撃し賊多數を殲したが、我が方に

も殉職者七名、重傷者七名を出すに至り、その激戦の状況に足るものがある。

又昭和十一年十月九日、平安北道碧潼警察署參謀警察官駐在所を襲撃した匪團は本隊を對岸に待機せしめ、而も晝間その決死隊員五名は良民を装つて江を渡り、内一名をして腕に繩帶を施さしめこれを肩に吊り、他の二名が左右より支へて駐在所を訪れ、「此の男は私共の友人であるが對岸の山道にて墜落負傷した。附近に醫師もなく治療の方法なき故誠に恐縮ながら備付の薬を施與せられたい」と申出て來た。當番巡回査は直ちに備付の救急薬品箱を取出さうとして後向きになると、隠し持つたモーゼル拳銃を以て同巡回を阻撃して殲したのである。休務中の職員は直ちに起つて應戦、これ等五名の賊を全部射殺したが、同所員中四名は遂に殉職するに至つた。これが爲対岸に待機中の二百餘名の匪團は遂に鮮内侵入を思ひ止まり、我が討伐隊の追撃により奥地に逃走したのであるが、彼等の行動が如何に大膽巧妙な手段を弄してゐるかはこの一

夫々輕機關銃を備付け、廳舍の周囲には鐵條網を張り廻らし、斬壕を設け、防彈壁を築造し、或は又探照燈、警報器等をも備付けてある。更に又傳書鳩を飼育して奥地との連絡に資し、各署所には望樓を築いて看視の便に供するなど防備施設の萬全を期してゐるので、一旦匪賊襲撃等のある場合にはこれに依つて少數を以て對抗し得るやう堅固な設備を設けてゐる。而してこれに配置する警察官にはなるべく軍隊出身の少壯者を當てて居るので、いづれも元氣旺盛意氣天を衝くの概あり、常に少數以て大敵を制壓し、克く國境警備の完璧を期するやう努めてゐる次第である。

三 國境警備警察官の辛苦と榮譽

對岸の匪狀かくの如くであるから國境警備職員は一六時中武裝に身を固め、炎熱灼くが如き夏の日も、酷寒血凍る冬の日も、風雪を冒し險難を征し、相扶け相戒めて匪賊の討伐、國境の警備に全力を傾倒し、爲

實情である。殊に鴨綠江上流地方に勤務する警察官の苦心は一層甚しきものがあり、不眠不休の警備に當るは勿論、交通極めて不便の爲毎年九月頃迄に冬籠りの食料品を準備しなければ向ふ半歲餘の冬期間の生活が出來ない状況である。加ふるに寒氣の酷しさは想像外で、溫炙の室に更に暖爐を焚かねば眠ることが出来ない。而も滿目荒涼、何等慰安の施設等無くその生活环境に同情に堪へざるものがあるにも拘らず、その家族達融和團結の状は恰も一家族の如く和氣藹々たるものがあり、一朝危急の際には家族と雖も警備の任に就くの準備即ち「妻も銃執り應戰す」の覺悟を以て互に勵まし睦み合つてゐる。



銃も妻と

(37)

に心身疲憊の極に達するも交替すべき警備の餘力がないので、僅かに銃を枕に暫しの休憩を慰めとし、眞に文字通り不眠不休の活動を續けてゐるのである。例へば一里乃至三里にも及ぶ警備區間を僅か五人乃至十人を以て見張、巡察、電話連絡（五分間毎に隣接署所と連絡す）その他一般警察事務の處理に當り、殊に冬期は江上凍結して交通自在となり到る處匪賊の侵入が容易となる爲にこれが警備警戒を全うすることは尋常一樣の勞苦ではない。かやうに警備は手薄なので、一旦匪賊の侵襲等があるときは全職員を擧げてこれが警備討滅に出動する爲駐在所、出張所自體の警備警戒、隣接署所間の電話連絡等は勢ひその家族達の手で保持される状況である。がの昭和十一年三月二十五日平安北道昌城警察管下大吉警察官駐在所が匪賊の襲撃を受けた際の如きは、首席部長の妻は自ら身を以て駐在所備付の銃器を守りその掠奪を防ぎ得たのである。即ち獨り警察官のみならず一家舉つて警備の任に就くの

(36)

次に國境線地方に於ける醫療機關の方面を見ると新義州、義州、楚山、江界（以上平安北道）、惠山鎮（咸鏡南道）、會寧（咸鏡北道）に道立病院があり、又平安北道朔州には温泉を利用した警察療養所もあるが、何分國境線は一千三百十一糺餘の長さに亘る爲にこれだけ

では到底間に合はない。偶、病氣にかかり醫師を迎へんとすれば多額の經費を要し又時日を要する。よつて當局は駐在所に救急藥を配布する等の應急策を講じてゐる。以上の如き辛苦に對しては各方面より慰問同情を寄せられ、爲に警察官の士氣を鼓舞激励すること頗る大なるものがある。なほ又これ等警察官が賊徒と戰ひ不幸殉職した時は、その英靈は靖國神社に合祀せられるのであるから、警備職員の餘榮亦大なりと謂ふべきである。

四 時局下更に緊張

近時國境の匪賊は滿洲國の治安肅正工作の進展に伴ひ且屢々の日滿軍警の大討伐と常時不斷の掃匪工作とに依つて漸次その數を減じつゝあるが、今なほ數千の兇匪が離散潜伏して居り、これを根絶せしむることは容易ならざる實情に在る爲、我が國境警備は依然寸時の油斷をも許さない。更に刻下東亞の危機に直面し、

國境警備は對滿方面に止まらず對ソ方面にもその重要性を加ふるに至り愈々その責任は加重されて來つゝある。

鮮ソ國境は咸鏡北道西水羅警察署管内豆満江口より上流二十粧に及ぶ間であつて、この間の警備は鮮滿國境のそれとは著しく趣を異にし、微妙なる國際關係を作ふ爲その警備の遂行は特に苦心を要し且困難とせられて居る。殊に日ソ關係の尖銳化に伴うて、ソ聯側は從來滿洲各地に躍躍する中國共產黨系共產匪紅軍、東北人民革命軍、朝鮮革命軍等の共匪を操り鮮内赤化の魔手を伸ばしつゝあつたのであるが、最近に至つては時局の緊迫と共に盛んに謀者を鮮内に潜入せしめ、我が國內情勢、軍事機密の諜知に躍起となつて居る狀態であつて、一方國境線を挾んでソ聯官憲の不信不法事件頻發し、我が警察官がソ聯軍隊により拉去され或は狙撃を受け遂に殉職者を出す等の不祥事をも發生して居る。ソ聯飛行機の鮮内上空侵犯、海上に於ける我

が出漁船の拿捕抑留等また相次いで起り、鮮ソ國境の情勢は多事ならんとしつゝある。かゝる意味に於ても國境警備の任に當る者の責任と勞苦とは從前の比ではないのである。

〔寫眞週報〕 第二號目次

- 温かき母國の土
- ヒットラー・ユーゲント
- ファシズム・パリッラ
- 思想戰展から
- 事變下議會の脈搏

—一月二十三日發行—

獨逸の國防軍改革とその影響

外務省情報部

獨逸政府は、二月四日深夜、突如としてラヂオ放送により、國防軍首腦部の改組を初め政府改造の大異動を發表した。その内容に付いては、既に新聞により大體報道せられてゐるが、その間多少明瞭を缺く點もあつたから、念の爲これを要記すれば左の通りである。

1. 従來國家の元首として軍の最高統帥者たるヒットラー總統の下に全國軍を統率し且國防大臣の地位を有したプロンベルグ元帥辭職し、ヒ總統自ら直接に陸海空の三軍を統率し且國防大臣の地位を兼任することとなり、又ブ元帥の下に陸軍長官たりしフリッヂ大將も辭職しプラウヒッヂ大將これに代つた。又ゲーリング航空大臣兼空軍長官はその地位のまゝで
2. ノイラート外相辭職し後任には駐英大使リッベン
3. 経済相シャハト氏の後任として前宣傳省次官フンク氏が任命せられ、經濟省は四箇年計畫局を中心として改組せられる。
4. 國政最高諮詢機關として參議院（假議）設置せられ、前外相ノイラート氏を議長とし、リッベント

- ロップ外相、ゲーリング空相、ゲッベルス宣傳相、ヘス黨總裁代理、ランマース内閣書記官長、プラウヒッヂ陸軍長官、レーダー海軍長官、カイテル總監部長等が參與に任命せられた。
5. 以上の諸制度改革に關し二月二十日國會が召集せらるゝ旨發表せられた。

二、大異動發表の反響

獨逸側より發表せられた所は大體以上の通りで、詳細な點に付いては明らかでないことも少からず、二月二十日の國會に於けるヒ總統の演説を俟たねば真相は判明しないのであるが、外國新聞などでは揣摩臆測に基づきかなり露骨な作り話を報道し、又國防軍と黨との對立といふ先入感に支配されて「應うがつたやうなデマ」も放送されて世界のジャーナリズムを賑はしたのである。王黨乃至フリッヂ將軍の陰謀説及び之と關聯せるフリッヂ將軍の懲戒説、國防軍と親衛隊との衝突、國防軍の叛亂、國內不安と關聯せる國境閉鎖等々である。中にはヒット

元帥に昇格した（海軍長官レーダー大將は留任）。なほ新に全國軍の統一的幕僚部設置せられカイテル大將その長となり（總監部長と假譯す）、同時に國防大臣の事務取扱を命ぜられた。

1. ノイラート外相辭職し後任には駐英大使リッベン
2. ノイラート外相辭職し後任には駐英大使リッベン
3. 経済相シャハト氏の後任として前宣傳省次官フンク氏が任命せられ、經濟省は四箇年計畫局を中心として改組せられる。
4. 國政最高諮詢機關として參議院（假議）設置せられ、前外相ノイラート氏を議長とし、リッベント

(40)

(41)

安を宣傳し、惹いては防共協定によつて結ばれてゐる各國との聯携に水を差さんとする隠れたる意圖のあることを見逃し得ない。兎も角獨逸の友邦として任する日本國民としては、やゝもすればセンセーションを求めてやまないジャーナリズムに輕卒に踊らされることなく、慎重に事態の真相を理解するに努めねばならない。

三、國防軍と黨との關係

今回の事件に於て最も噴傳されたことは獨逸國內に於ける軍と黨との對立といふ事實であつた。少くともかゝる對立ありと頭から信じてゐることが幾多の風説を生んだのである。成程ナチスが政權を獲得して間もない頃には或は黨と軍との對立を思はしめる事が存在した。例へば一九三四年六月の所謂清黨事件により黨の突撃隊の首腦部が一舉に處刑せられ或は失脚せしめられた時に、は、黨と軍との對立がその原因の一端であると稱せられた。即ち突撃隊の首腦者達がやゝもすれば所謂成上り者的な横暴に墮し、私生活に於ても亂脈に流れて國民一般

の禦簾を賣つたのみならず、自ら國防軍を乗取つて權力を利せんとせるに對し、國防軍はあくまで政治獨立性を維持せんとし、こゝにヒ總統も軍の要求を容れて年來の同志なる突撃隊首腦部を處斷したものと見られたのである。併し本事件の如きはナチス政權成立後日尙淺く國防軍が今日の如き大を爲す以前に、如何にして大國防軍を再建するかの過程に於て發生した事件であり、今日に於ては全く事情が異つたことを忘れてはならない。ナチス

獨逸が近年或はザール地方の復歸に依り、或は再軍備建設、ライン地方の武裝恢復等に依り飛躍的にその國際的地位を高め國家主權の完全性を恢復しつゝあることは、何と云つてもヒットラー總統の強い意思力、國際状勢に對する透徹せる判断、熟慮に基盤づけられた果斷に負ふものであることは獨逸國民一般の知る所であり、惹いてヒ總統に對する全國民の信賴は想像以上のもので國防軍と雖もその例外を爲すものではない。否國防軍こそは永年夢みた大獨逸國軍の再建に依り最も強くヒ總統に對する感謝と敬意を表してゐるのである。更にナチスが最も

力を注いでゐる青少年教育に依り、若いジェネレーションの者は或はヒットラー少年團、青年團、或は労働奉仕團等の永年に亘る訓練に依り確固たるナチス精神を體得して國防軍に送り込まれてゐる事實に鑑みれば、直接黨が軍を支配するが如きことはなくとも、青年將校や兵卒を通じ一步々々黨と軍との融和が進められつゝあることも理解出来るであらう。

要するに今日に於ては「對立」の觀念を以て軍と黨との關係を考へることは誤であると云ふのが平凡な併し正しい觀察と認められる。もとより軍がその非政治的獨立性を維持せんとする傳統は今日と雖も失はれてはゐないし、又帝制時代から軍人として育つた將軍連の中には古い保守主義を清算し切れずにある人々のあることも認めねばなるまい。フリッヂ將軍の辭職の経緯などにはかくの如き事情が存在したであらうとも考へ得るし、從つて青年獨逸を象徴する黨の指導者等との間に外交、内政に關し意見の相違を來したことも想像出来る。併しかゝる事實があつたとしても、そこから軍と黨との對立を結

論するが如きは些事にとらはれて、より大きな事實に眼を蔽ふものと云はねばならない。如何に統一を誇る獨逸とは云へ、國政の遂行に關して何かと意見の對立を來し、又なにがしかの摩擦を生ずべきことは當然であつて、かかる對立、摩擦は決してナチス獨逸の前進發展を覆へし得るものではない。ナチス政權確立が少くとも獨逸に於て必然的なりし事實を理解し、更にヒットラー總統が大獨逸國家の再生に如何に重大な寄與を爲しつゝあるかを素直に評價するならば、今回の國防軍首腦部更迭の意義も自ら明らかになるであらう。

四、リッベントロップ氏の外相就任

リッベントロップ氏の名前は日獨防共協定の署名者として日本國民にはかなり親しいものとなつてゐる。從つて今更リ氏の紹介も無用と思はれるが、同氏は夙にヒ總統の外交上の相談相手として私設外相とも稱せられ、その外相就任は時期の問題とさへ云はれてゐたのである。元來ヒ總統はナチス政權確立後間もなく全内政の分野に

於てナチス勢力を植付けたにも拘らず、外交方面に於ては對外關係を考慮してか急激な改組を避けて今日に至つてゐるのである。これは素より獨逸の外交がナチス外交であることを妨げたものではないが、ヒトラーの外交に關する異常なる慎重さを示すものであつて、今回漸く機が熟してリヒャルト・リヒャルトの登場となつた譯である。従つて獨逸外交の大道に關して急激な變化を生ずべしと見るのは誤であるが、その東方政策に付て、獨伊権力強化に付いて、將又防共の線に沿へる外交政策の遂行に付いて、一段と積極性を加ふべきことは想像に難くない所である。又公の外相の外に私設外相と稱せられたリヒャルトが存在したことは、何となく獨逸外交を複雑化してゐたが、リヒャルトの外相就任はかかる二元性を清算せるものとして獨逸外交に一段の強みを加へたものと云はねばならない。我が國から見ても、リヒャルトが防共協定の立役者たるのみならず最も強い親日家たる事實に顧み、今後の日獨親善強化に期待される所が少くないのである。今日の獨逸に於て積極的な親日分子は何と云つてもヒトラーを初め黨首脳部に之を見出すので

あるから、軍事、外交、經濟の如何なる部門たるとを聞はずナチス勢力の擴大強化は日本として歓迎すべき事實であると云はねばならない。

なほ茲に一言すれば、前宣傳省次官フンク氏の經濟相就任に付いても略前記リヒャルトの外相就任に付いて述べた所と同様のことが云へるものと思はれる。もとよりシャーハト氏によつて行はれた獨逸經濟政策がナチス的なりことは云ふ迄もないが、今や純粹の黨出身者が經濟相に据ゑられたことは、義に四箇年計畫の指導者としてゲーリング氏が任命せられたことと照應し、經濟的分野に於てもナチス的色彩の強化を推測せしむるに充分である。經濟政策の如何は外交政策にも影響あることは勿論であるが、從來獨逸が市場としての支那に相當過大の重要性を置いてゐたことが對日外交に何となく不徹底性を與へてゐた事實に顧み、この方面からも日獨親善促進に何程かの寄與あるべきことを期待したいのである。

五 結 び

今回の改革の跡を通觀して認められることはヒット

ヒトラーの地位の強化であり、且軍事、外交、經濟と云ふ國政の重要な三大分野に於けるナチス的色彩の強化である。もとより單なる制度の改正や人的要素の入更への改みで國策が變るものではなく、國際的乃至は國內的の客觀的情勢が決定的であるのはいふ迄もないことで、如何なる方面に於ても急激な變化を期待するのは如何かと思はれるが、兎も角ヒ總統が今回の政策を行ふ段階に達せりと認めた所に將來の動向を察知せしむるに足るものがある。更に今回の改革で痛感せらるゝことは、相も變らぬヒ總統の態度が慎重であり、熟慮の上の斷行であつたといふ點である。プロンベルク元帥、フリッヂ大將と云ふ軍の二大立物を更迭したことが相當の英斷であることは疑ひないが、さればとて新陸軍長官ブラウヒッヂ大將や新總監部長カイルテル將軍も特にナチス的とは云ひ得ないやうである。ゲーリング空相を元帥として實質的に其の地位を強め、其の功に報いつゝも國防大臣とはしなかつたことや、又ナチス的將軍として著名なるライヘナウ將軍を中心部要職に迎へ入れなかつたこと等に

もヒ總統の苦心の跡が窺はれる。要するに強い目的意識の下に著々その實を擧げながら、而も如何なる方面からも文句のないやうに萬全の注意を拂つてゐることが察せられるのである。なほ新たに設置せられた參議院制度及びノイラート前外相の議長就任に重要な意義を認めてゐる向きもあるが、參議院の構成分子から見ても、唯彌が上にも國內各方面の連絡統一を全くせんとする意圖に出たものと認むべく、過大の評價は當らざるものと認められる。外交及び經濟方面に改組が如何なる意味を有するかに付いては既に述べた通りである。

今回の事件は兎も角世界的に相當のセンセイションを起し、我々友邦國民としても無關心たり得ないことは云ふ迄もないが、而も世界に流布せられた報道の中には警戒すべきデマの少からざることは既に指摘した所である。夙くも英國はこの機會に英伊接近に乗り出したと傳へられ、右工作は獨伊離間を策するものと認められてゐる。更に又最近傳へられる獨墺兩國關係の緊密化は獨逸の東方政策に關して何かと風説を起す種となるであらう

充擴の送放外海

后年八字數太，前年八字數細 (在現日一月二年三十和日)

し 今後とも獨逸を中心とする歐洲形勢に關する轉道に
付いては深甚の注意を要するものと思はれる。今回の改
革の詳細に付いては今暫く時の経つのを待たねばなら
ず、従つて今後の見透しに付いても今直ちに適確な判断
を下すことは困難であるが、併し大體に於て獨逸のナチ
ス的前進の力強い一步として理解し得るものとするなら

ば凡その動向は察知し得るし、日獨關係の將來に付いて
も一段の希望を與へるものと云はねばならない。而して
若し獨逸側が今後日本に對しより積極的に好意的態度を
示し来るものとせば、我が方としても之に報いるの用意
を有する必要あることを附言して置きたい。

露光量違いにより重複撮影

充擴の送放外海

后半八字數大，前半八字數細 (在現日一月二年三十和昭)

社會送放本目人法團社

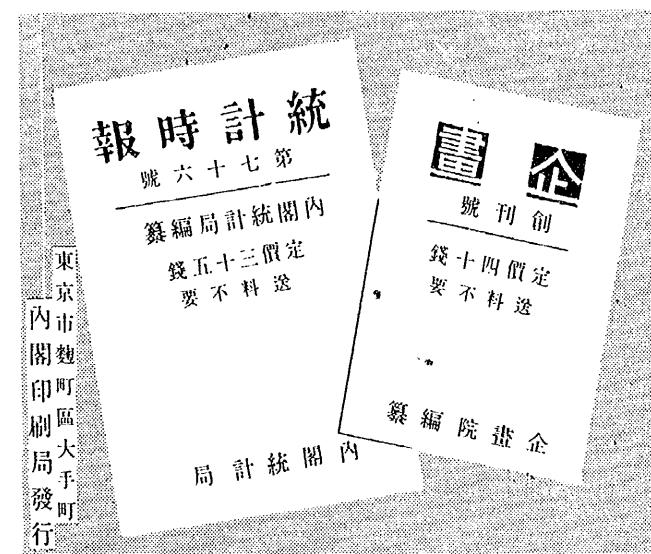
露光量違いにより重複撮影

久良木山印屋、衣への京、二八四、元和二年、一
八四八同、二貞、其ノ他、其ノ中、西、九、六、三、五、
五、四、五、一、七、の、五、三、一、七、各、領、の、一、總、領、の、皆
類、伊、里、も、て、名、主、金、御、の、千、飼、以、下、を、力、主、と、て、之、に
付、く。

了用ひの是れを手に、得て、日露關係の多大の利害に
關する事は極めて多く、實に其の如きはない。今
若し、此の問題で日本に勝つよりは、即ち露に勝つ
か、又は、もつて、は、我の力にて、之に報いの易邊
を圖る事は、何處か、かく、其の如きを以て、

週報

昭和十二年十月一日第166號
郵便物認可
(毎週一回水曜日發行) 第七十一號



所達申	定價	週報
各書店・報資	一部 一ヶ年(前金) 一圓四十錢 錢 (外國銀便に依る地 城下三四四十錢) 要不料送	編輯者 内閣情報部 發印刷者 東京市麹町區永田町 内閣印刷局 東京市麹町區大手町
東都書籍株式會社 東京九番三九〇番 東京市麹町區神田神保町二之三 電話九ノ内二三二五一九 郵便番号一九〇〇〇〇番	一部 一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。	内閣印刷局發行課

(本書の大判は國定規格A5判)